

## 小郡市監査委員公表第8号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年4月8日

小郡市監査委員 高山 晃  
小郡市監査委員 井上 勝彦

### 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

#### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和3年3月2日から令和3年3月25日まで
- 2 監査対象 経営政策部 財政課
- 3 監査範囲 令和2年4月1日から令和3年1月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。  
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、物品管理事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

#### 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

## 1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

### （1）備品の適正な管理を求めるもの

財政課及び各課の備品管理について、備品台帳に記載されていない備品、備品整理票が貼付されていない備品が散見された。

備品は市の貴重な財産であり、厳密な管理が求められる一方で、限られた職員数の中で管理していくには効率的な運用も必要である。現状の備品管理の課題を把握し、適正な備品管理運営に努めるため、各課への指導及び計画的に台帳整備を行うための方法を検討されたい。

### （2）契約事務について適正な事務処理を求めるもの

清涼飲料水等自動販売機設置事業者の募集において、応募申込兼価格提案書の提案価格の欄が修正液で修正されていた。

契約事務において、価格は事業者決定の重要な条件である。疑義を持たれることのないよう、適正な事務処理を行われたい。

## 2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

### （1）文書事務（2件）

①文書整理ができていないもの

②文書管理が適正でないもの

### （2）調定事務（2件）

①歳入予算科目が適正でないもの

### （3）徴収事務（1件）

①督促等を行っていないもの

### （4）現金取扱事務（1件）

①使用しなくなった領収印を廃止していないもの

### （5）旅費支払事務（1件）

①出張命令及び出張復命が適正でないもの

### （6）契約事務（2件）

①契約事務手続きが適正でないもの

②必要書類の提出がなされていないもの

### （7）公有財産管理事務（1件）

①普通財産貸付契約の内容変更手続きが適正でないもの

### （8）物品管理事務（1件）

①備品台帳の記載に不備があるもの

（注）事務局指導事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。